



## 今月のテーマ

1. 確定拠出型年金の主な改正について
2. 公的年金制度の改正について
3. 公益通報者保護法の改正について

### 1. 確定拠出型年金の主な改正について

2020年6月に「年金制度機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されております。その中の確定拠出型年金についてご紹介いたします。

#### 【確定拠出型年金の主な改正の内容】

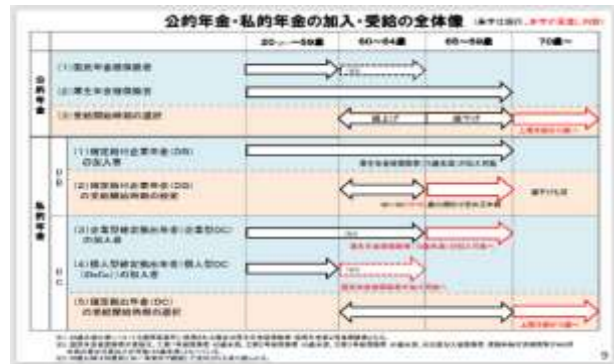
##### ①2022年4月施行

【給付型年金の受給開始時期等の選択肢を拡大】

##### ■企業型 DC、個人型 DC

現行：60歳から70歳までの間で各個人において開始時期を選択することが可能でした。

改正後：選択可能な上限年齢が75歳へ引き上げられます。



<参照元：厚生労働省 HP> [被用者保険の適用拡大について \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

##### ②2022年5月施行

【確定拠出型年金の加入可能年齢の引き上げ】

##### ■企業型 DC

現行：60歳未満の厚生年金被保険者であること。

なお60歳以降は規約に定めがある場合、60歳前と同一事業所で継続加入している者に限り、最大65歳未満までとなります。

改正後：70歳未満の厚生年金被保険者であれば加入者となる事が可能になります。

※企業様ごとに加入可能年齢は異なる為、現在の加入年齢を見直す場合は規約の変更が必要となります。

##### ■個人型 DC

現行：60歳未満かつ国民年金被保険者であること。

改正後：国民年金被保険者であること。

※国民年金被保険者の資格は、第1号：60歳未満・第2号：65歳未満・第3号：60歳未満となります。

##### ③2022年10月施行

【企業型 DC 加入者の iDeCo 加入の要件緩和】

現行：iDeCo への加入を認める規約の定めと事業主掛け金の上限の引き下げが必要でした。

改正後：規約の定め、上限金額の引き下げが不要となります。

また、下記図の範囲内の金額であれば拠出可能となります。

	企業型DCに加入している方が iDeCoに加入する場合	企業型DCと確定拠出型 (DB、厚生年金基金など) に加入している方が DeCoに加入する場合
企業型DCの事業主掛け金 (①)	55,000円以内	27,500円以内
iDeCoの掛金 (②)	20,000円以内	12,000円以内
①+②	55,000円以内	27,500円以内

<参照元：厚生労働省 HP>

[確定拠出年金制度が改正されます \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

#### 【注意点】

・すでに企業型 DC または個人型DCの老齢給付金について請求した方は、改正後要件を満たした場合でも再び加入することはできません。

・事業主の皆様は60歳以上の方を新たに企業型 DC の加入者とする場合は過去に企業型 DC の給付金請求を行っていないか確認が必要となります。

・企業型DCの事業主掛け金が各月の上限の範囲内での各月拠出となっていない場合、企業型 DC 加入従業員は iDeCo に加入できません。

・2022年10月から事業主掛け金と iDeCo の掛け金の合算は「基礎年金番号・生年月日・性別」を用いて行います。改めてこれらの情報の適正な管理が求められます。

詳細は厚生労働省の HP をご確認ください。

[2020年の制度改正 | 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](https://www.mhlw.go.jp)

### 2. 公的年金制度の改正について

2022年4月以降、公的年金制度の改正が多く予定されています。その中の老齢年金の受給開始時期にまつわる改正についてご紹介いたします。

##### ①2022年4月施行

【老齢年金の繰上げ・繰下げ支給制度について】

・老齢年金の受給開始年齢は原則65歳(改正後も変更なし)

・本人の希望により、60歳~70歳の間で受給開始時期を選択できる。

⇒改正後、60歳~75歳の間で受給開始時期を選択できるようになります。

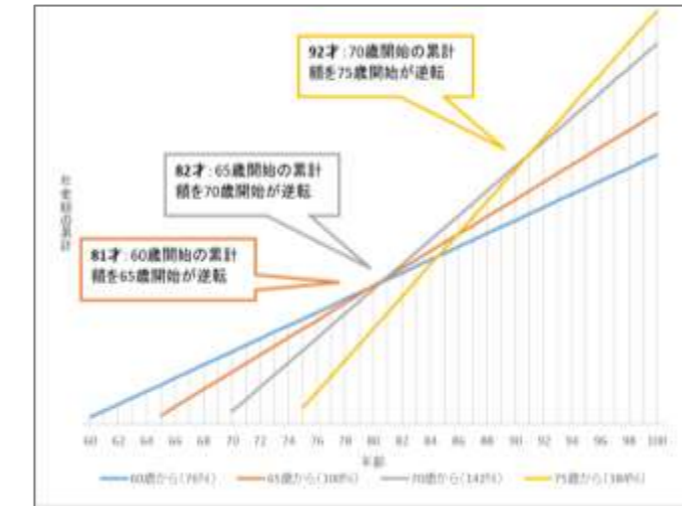
・65歳より受給開始時期を早くする場合(繰上げ)、繰上げ期間ひと月につき0.5%減額した額を生受給する。

⇒改正後、繰上げ期間ひと月につき減額率が0.4%に緩和されます。

・65歳より受給開始時期を遅くする場合(繰下げ)、繰下げ期間ひと月につき0.7%増額した額を生受給する。

⇒改正後も、ひと月につき0.7%増額(変更なし)。

<老齢年金受給額 試算グラフ>



60歳・65歳・70歳・75歳に受給開始した場合の受給額合計の推移  
繰上げ：1ヵ月0.4%減額 繰下げ：1ヵ月0.7%増額 (税・保険料は考慮しない)

##### ②2023年4月施行

【70歳以降に請求する場合の5年前時点での繰下げ制度の新設】

これまで、70歳到達後に年金受給の手続きをする場合は「70歳で繰下げ受給開始」または「65歳に遡って原則受給」のいずれかを選択することになっていました。

しかし、月々の年金を受給する権利は5年で時効消滅してしまうため、例えば72歳到達時に年金受給の手続きをし、かつ70歳からの繰下げ受給を選択しない場合、67歳から72歳到達前までの年金は受給できませんが、65歳から67歳到達前までの金額は受給できませんでした。

2023年4月からの改正では、「請求時点での繰下げ受給」または「請求時より5年前時点での繰下げ受給」のいずれかを選択できるようになる予定です。

この改正により、例えば72歳で受給手続きをし、かつ72歳時点での繰下げを選択しない場合、「67歳で繰下げ受給を開始した場合の額」を請求前までの期間分について一括受給し、その後も67歳で繰下げ受給を開始した額を各支払期に受け取れるようになります。

### 3. 公益通報者保護法の改正について

2020年6月に成立した、『公益通報者保護法の一部を改正する法律』の施行が2022年6月までに予定されています。今回の改正で変更となる点は、以下の通りです。

①【事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、安心して通報を行いやすく】

◆事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等を義務付け

◆実効性確保のために行政措置を導入

◆内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる情報の守秘を義務付け。

②【行政機関等への通報を行いやすく】

◆権限を有する行政機関への通報の条件

現行：信じるに足る相当の理由がある場合の通報

改正後：氏名等を記載した書面を提出する場合の通報を追加

◆報道機関等への通報の条件

現行：生命・身体に対する危害

改正後：財産に対する損害(回復困難又は重大なもの)/通報者を特定させる情報が漏れる可能性が高い場合を追加

◆権限を有する行政機関における公益通報に適切に対応するために必要な体制の整備等

③【通報者がより保護されやすく】

◆保護される人

現行：労働者(事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう)

改正後：退職者(退職後1年以内)、役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加

◆保護される通報

現行：刑事罰の対象

改正後：行政罰の対象を追加

◆保護の内容

現行：損害賠償責任に関する記載なし

改正後：通報に伴う損害賠償責任の免除を追加



事業者による内部通報制度の整備・通報者の保護は、企業不祥事の早期発見やリスク抑制にも繋がりますので、内部体制の見直しや社内周知等、準備を進めておきましょう。

制度の概要や法改正情報など、詳細は下記消費者庁 HP に掲載がありますのでご参照ください。

参考：[消費者庁 HP](https://www.cao.go.jp)：公益通報者保護法の概要

参考：[公益通報者保護法の一部を改正する法律](https://www.cao.go.jp)

【発行元】

SATO 社会保険労務士法人 札幌オフィス  
〒065-8631  
北海道札幌市東区北5条東8丁目1-33  
TEL:011-351-3010